

北原速男議員

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

現在、我が国では、新型コロナウイルス感染症が拡大し、兵庫県においても4度目の緊急事態宣言が発出されるなど、第5波が到来したとも言われております。

高齢者をはじめワクチン接種は進んでいるものの、若年層には接種が進んでいない状況であり、SNSを中心としたワクチンに対するデマや様々な副反応を懸念する声などがワクチン接種をためらわせているのではないかという指摘もあります。

そして、集団免疫の効果が期待できるワクチン接種率を達成するためには、ワクチンに関する正確な知識の啓発が望まれるところであります。

さらに国産のワクチンや経口薬の開発も進められているところですが、承認まで一定の時間を必要とし、新たな変異株などの出現も見受けられることから、感染収束には1年から2年の時間を要するとの専門家の指摘もあります。

そこで質問ですが、1点目、国は新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に当たり、無症状者や軽症者は家庭内での感染の拡大防止や症状急変時の適時適切な対応が必要となるため、宿泊療養を基本としています。

しかし、子育て等の家庭事情により自宅での療養を選択することができるとし、さらには同居者に重症化リスクがある高齢者の有無などを総合的に判断して保健所が認めた方は自宅療養が可能とされております。

しかしながら、軽症者等が自宅療養中に容体が急変し、死亡する事例が全国で確認されていることから、自宅療養者に対しても健康管理が必須であると考えるところであります。

特にワクチン接種ができないとされている12歳未満の子どもをお持ちの保護者にとって、保護者が感染した場合、スキンシップを求める子どもとの接触を控えるのは、なかなか現実的には難しいと考えます。保健所に連絡しても、「感染しないようにしてください」とのことで、私の許にも「どうしたらいいのか」という相談を受けることがあります。そうした相談について、どのような対応をされているのか、お聞きします。また、そうした自宅療養者に対する支援策についても伺います。

さらに、感染症が拡大し、単身世帯の方で夜間や祝日・日曜日などの休日などに発熱した方などが、濃厚接触者になり保健所との連絡もつかずに不安な生活を送られているように推察いたしますが、本市における夜間休日における相談体制や支援の取り組みについてお聞きします。

2点目は、児童生徒の学校園における感染症対策の取り組みについて伺います。

これから本格的な秋を迎えます。感染症拡大前には、秋になりますと体育祭・文化祭・修学旅行な

ど児童生徒の貴重な思い出となる行事が開催されていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、主な行事は中止になっています。児童生徒だけではなく、保護者の関心の高い学校行事について、どのように感染症対策を踏まえ取り組もうとされるのか、お聞きします。

3点目は、健康観察を行う保健所の業務負担軽減のため、本市においても保健師の方が自宅療養者などにパルスオキシメーターを配付されていますが、パルスオキシメーターの概要や配布状況についてお聞きします。また、パルスオキシメーターを希望する方々に対して、保健所が配布する判断基準についてもお聞きします。

さらに、熱も下がり体調も回復し自宅療養の必要がなくなった方から、パルスオキシメーターはどのように回収されているのか、回収状況についてもお聞きします。

加えて、新型コロナウイルスの特徴として急激に重症化する傾向があります。したがって、パルスオキシメーターを単身生活者などの方々に早めに配布することはできないのか伺います。

4点目は、ゴミ回収等についてお聞きします。

8月中旬、関東、特に東京で爆発的に感染者が増えました。その際、東京都台東区でゴミの回収職員が新型コロナウイルスに罹りクラスターが発生、不燃物のゴミ回収が8月16日～同月末まで収集出来ないという報道がありました。このことはマスコミ報道などで周知のとおりであります。

日常生活に直接関係するゴミ回収は、市民生活に様々多大な影響があり、市民の方にとっても重要な関心事でもあります。また、現在、布マスクではウイルスがマスクを通過するという、所謂ブレイクスルーも指摘され、不織布マスクが多用され多く廃棄されております。さらに、本市におきましても自宅療養中の方も増えている現状があります。

先般、ゴミ回収業者の方から、こんな声をお聞きしました。それは、ゴミ袋の回収作業時の出来事です。パッカー車にゴミ袋を投入した際、ゴミ袋が空気で膨らんでおり、そのまま搬入したところ、ゴミ袋内の空気が圧縮されゴミ袋が破れ、マスクやゴミと同じように飛沫も飛び散り作業服にもかかり、飛び散ったゴミが自分の着用しているマスクにも付着したということでした。ゴミを回収している方々の感染防止の配慮も必要と感じたところです。

緊急事態宣言中でもあり感染拡大を防止し、市民生活に影響が出ないようにするためにも、ゴミの出し方の啓発も必要と考えますが、どのようにされているのかお聞きします。

加えて、ゴミ回収や、し尿回収業者の方々に、万ークラスターが発生した際の本市としてのゴミ回収や、し尿回収の対応についてお聞きします。さらに、ゴミ回収や、し尿回収をされている方々のワクチンの優先接種についてもお聞きします。

2、デジタル化に伴うスマート窓口について

国においてはデジタル化を進めるため昨年に菅内閣が成立した際、デジタル庁の創設が発表され、この9月1日からスタートしました。その間、新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、接触機会を減少させる方法として、国・企業等は持続化給付金のオンライン申請、オンラインを活用した会議、テレワークの推進、さらには教育現場においても児童生徒へのタブレットの貸与、大学などではオンライン授業など急速なデジタル化の取り組みがなされてきました。また、今回の新型コロナウイルス感染症の収束には変異株などもあり、一定程度の時間がかかるとも指摘されています。

そこで、本市におきましてもデジタル化の取り組みがなされようとしています。今回の議案で提出されている「スマート窓口」についてであります。転入で窓口に来られた方が、市民課で住民票を一度記載すれば、関連する後期高齢者保険申請、介護保険、児童手当など、各課に立ち寄った際に申請書を記入しなくてもいいものと聞いています。

そこで質問ですが、

(1) 市長は施政方針において、スマートフォンやタブレットを活用した“書かせない”“待たせない”「スマート窓口」を実現されようとしています。あらためて、今回のスマート窓口の事業概要とその期待される効果についてお聞きします。

(2) デジタル化の本来の目的は、スムーズな対応と感染症対策として接触機会を少なくすることにあります。そう考えると、転入転出する際の申請を簡素化することは評価いたしますが、できるなら各課に立ち寄らず一度で手続きが完了することが望ましいと考えます。これまで、受付窓口を統合する「総合窓口」を検討されていたように聞いておりますが、なぜ「スマート窓口」に変更することになったのか、その理由についてお聞きします。

(3) 「スマート窓口」が実現すれば、今よりも来庁者の利便性は向上するものと考えます。その一方で、私は、どのようにすれば各課を順番に回らずに、転入転出に関連する手続きが出来るようになるものかと考えております。そこで、オンライン申請やスマート窓口を発展させるなど、転入転出に関連する手続きの将来的な展望についてお聞きします。

健康福祉部長大橋吉英

私からは「新型コロナウイルス感染症対策について」のご質問のうち「自宅療養者に対する対応について」と「パルスオキシメーターの配布等について」のご質問にお答えいたします。

まず、「自宅療養者に対する相談対応」についてのご質問ですが、陽性者等に対して、その病状の程度により入院や宿泊療養調整が兵庫県により行われているところですが、子どもが小さい等の自宅

療養者の状況により世帯分離が難しい場合は、伊丹健康福祉事務所が家族で宿泊、入院できるよう調整を行っています。

次に、「自宅療養者に対する支援策」ですが、現在、伊丹健康福祉事務所では、高齢者や基礎疾患を有するなどの特に注意が必要な方に対し、同所の保健師が毎日、家庭訪問を行うなど、継続的な支援を行っており、その中で必要に応じて、酸素吸入装置の活用や、医師による往診等を行い、症状悪化時は、CCC-hyogo（新型コロナウイルス入院コーディネートセンター）も活用して入院へ移行させているところです。

また、兵庫県が自宅療養者及び入院・宿泊療養調整中の方に5日分の食料品や衛生資材等を配布するとともに、脈拍数と血中の酸素飽和度を測定できるパルスオキシメーターを同梱して貸与しています。

さらに、本市におきましても今月21日より、新型コロナウイルスに感染し、伊丹健康福祉事務所から自宅療養を指示されている方に対し、5日分の食料品と日用品を届ける支援を開始しています。

次に、「本市における夜間休日における相談体制」についてですが、夜間や休日につきましては、土日祝日を含む24時間受付をしている兵庫県の「新型コロナ健康相談センター」に電話で相談することが可能となっています。

また、本市におきましては、伊丹市民の方のみが利用できる「いたみ健康・医療相談ダイヤル24」でも電話相談が可能となっており、看護師・保健師・医師などが24時間・年中無休体制で相談に応じ、適切なアドバイスをしています。

次に、「パルスオキシメーターの配布等について」のご質問のうち、「本市の配布状況」につきましては、本市もその一部について配布の協力をしているところですが、兵庫県が本市の自宅療養者でパルスオキシメーターを配布している状況については非公表となっておりますので、把握しておりません。

次に、「パルスオキシメーターを配布する判断基準」ですが、伊丹健康福祉事務所の判断となりますが、自宅療養者が呼吸苦の場合や、血中酸素飽和濃度が低い場合、または、ご家族が必要であると申し出された場合などにパルスオキシメーターを貸与されているところです。

次に、「パルスオキシメーターはどのように回収しているのか」とのご質問ですが、利用者及び家族の体調が回復した際に、配布時に同封している回収方法の案内に基づき、郵送により返却していただくか、本人、または、ご家族の方が、伊丹健康福祉事務所へ持参していただいているとのことであり、一定期間返却がない場合には、電話により返却について案内しているとのことでした。

「伊丹市が伊丹健康福祉事務所より依頼を受けてパルスオキシメーターを配布していることについて

て」の数点のご質問ですが、本市におきまして、伊丹健康福祉事務所からの依頼に基づき、伊丹健康福祉事務所が早急にパルスオキシメーターを必要とすると判断した自宅療養者に対しまして、市健康政策課職員が連絡を受けた当日に自宅まで配達しております。

なお、配布実数につきましては、1日に数個程度であり、8月27日から9月17日までで13個となっています。

学校教育部長早崎潤

私からは「学校における感染症対策について」のご質問にお答えいたします。

「学校行事について、どのように感染症対策を踏まえ取り組もうとしているのか」についてですが、本市における学校での感染症対策につきましては、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、市教育委員会において「新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校園再開ガイドライン」を作成しており、各学校において本ガイドラインに基づき感染防止対策の徹底を図っております。

しかしながら、新型コロナウイルスが「従来株」から、より感染力の強い「デルタ株」に置き換わり、全国的に感染が拡大していることを受け、令和3年9月9日付で文部科学省より、①児童生徒等や教職員に発熱等の症状がある場合に登校・出勤しないことの徹底、②屋外における感染症対策の必要性、③抗原簡易キットの活用等、緊急事態宣言を踏まえた対応に関する留意事項が示されたところでございます。

本市におきましては、これまで取り組んできた感染症対策をより一層徹底することが重要であることから、今後の対応について全教職員で共通理解を図り、①毎日の検温、②こまめな手洗い、③マスクの着用、④大勢がよく手を触れる箇所の消毒、⑤用具の貸し借りをさせない等、基本的な感染症対策を講じるとともに、集団感染のリスクへの対応として、換気の徹底や身体的距離の確保等による「3つの密」を回避するなど、感染拡大防止の徹底を図っております。

また、現在、緊急事態宣言が発令されていることから、①校外から多くの人々が来校する行事の原則自粛、②部活動の原則休止、③ワクチン接種の推進、④児童生徒や教職員及び同居の家族に発熱等の症状があった場合やPCR検査を受けている者がいる場合は登校しないことの徹底等の感染症対策を講じているところでございます。

抗原簡易キットにつきましては、この度、国からの配付が決定したことから、抗原簡易キットの実施方法等について関係機関と協議を進めるとともに、近隣他市とも連携を図りながら効果的な活用に向け準備を進めているところでございます。

学校行事につきましては、昨年度は新型コロナウイルスについてわからないことも多く、感染拡大防止の観点から、修学旅行等の宿泊行事や体育大会等の学校行事を中止といたしました。

今年度につきましては、新型コロナウイルスについて、効果的な対策などが徐々に明らかになる中、その教育的意義や児童生徒等の心情等を踏まえ、一律に中止とするのではなく、先ほど述べました適切な感染症対策を十分に講じた上で、修学旅行等の宿泊行事や体育大会を実施することといたしました。

しかしながら、8月20日から緊急事態宣言が発令されたことにより、感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言の発令期間中においては、修学旅行・自然学校等県内外での宿泊を伴う活動は行わないこととし、また、体育大会は自粛することとしております。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮しつつ、感染症対策の徹底を図るとともに、各学校の実情に応じて、実施規模、方法及び時期等、工夫をしながら実施する方向で検討しているところです。

いずれにしましても、市教育委員会といたしましては、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、感染症対策の徹底を図りながら、今後の感染状況や社会情勢等を踏まえ、柔軟に対応してまいりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

こども未来部長大野浩史

「新型コロナウイルス感染症対策について」、数点のご質問のうち、「就学前施設における感染対策について」お答えします。

感染対策では、国の通知に基づき、本市教育委員会において「新型コロナウイルス感染症に対応した伊丹市立学校園再開ガイドライン」を作成しており、さらに、幼児教育・保育現場に特化した「Q&A」を作成して周知し、市内公私立就学前施設で共有しているところです。

就学前施設は、乳幼児が集団で生活する場であり、子ども達に対して「ソーシャル・ディスタンス」の確保や、「マスクの着用」の徹底も難しい中、できる限りの感染症対策を行いながら、保育を実施しています。

各施設の全職員においては、感染防止のため、毎日自身の検温を実施し、施設長に報告するとともに、マスクや必要に応じてフェイスシールドを着用して保育等を実施し、登園する子どもについては保護者からの報告をもとに個々の健康状況の把握に努めています。

日々の保育では、まずは子どもの手洗いの徹底を図っています。現場では、保育者が手洗いソングを作成して、子どもたちが自ら正しく手を洗い、消毒をするなど、子どもが必要を感じて感染対策

を身に付け、自分の生命を守ることを学びながら、感染防止ができるように指導しています。

また、保育室やトイレなど特に多くの子どもの手が触れる箇所や、遊具・玩具などの共有物については、これまで以上に消毒を徹底し、さらに、年間を通して空気清浄器やサーキュレータなどを稼働させるとともに、小まめな換気を実施しています。

併せて、各保育室では、必要な箇所にパーテーションを設置し、飛沫感染を防止するとともに、午睡においても、布団の間隔を空け、保育室が狭い場合は遊戯室等他を活用するなど、3密を回避した環境を整えています。

さらに、いわゆる「第5波」の感染拡大を受けて、施設内で感染者が発生した時の影響を最小限にするよう、年齢をまたがってかかわる異年齢保育を一時見合わせたり、幼児のマスク着用について、熱中症への注意を払いながら、奨励したりするなどの対策を講じているところです。

そこで、「施設の行事について、どのように感染症対策を踏まえ取り組もうとされるのか」についてですが、緊急事態宣言の下では、園外から大勢の人が参加する行事については、原則自粛することとしています。今後予定の運動会については、内容を簡素化し、保護者の参加も人数を制限するなどして、実施することとしています。

今後も新型コロナウイルス感染症への対応については、文部科学省・厚生労働省からの通知や県・市の対処方針等に基づき、市内の全就学前施設で共有しながら感染拡大防止に努めてまいります。

市民自治部長下笠正樹

私からは、感染症拡大に伴うごみ収集とデジタル化に伴うスマート窓口についての数点のご質問にお答えいたします。

まず、緊急事態宣言のなか、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対するごみの出し方の啓発をどのようにしているかについてですが、次の2点に注意してコロナウイルス飛散防止の啓発を行っております。ごみは袋に入れてしっかり縛る、その際には空気を抜いておくことについてでございます。周知方法としては広報伊丹、FMいたみおよびケーブルテレビを活用してごみの排出方法についての説明を行っております。また、市のホームページにおいても環境省発行の感染防止対策のための「ご家庭でのごみの捨て方」の啓発チラシを掲載しております。今後とも様々な媒体を通じ、定期的に啓発に努めてまいります。

また、議員ご指摘のごみ・し尿等回収業者の作業員にクラスターが発生した場合についてでございますが、伊丹市はごみ・し尿等回収について複数の委託業者が担っていることから、市と委託業者とが綿密に連絡を取り合い、各委託業者の状況を的確に把握しており、万が一、その回収業者にクラス

ターが発生した場合でも、市と他の回収業者と収集体制の調整を行い、ごみ回収を止めることなく、市民生活に支障をきたさないよう対応してまいります。

また、ワクチン接種については、これまでは伊丹市が周辺他都市より早く接種が可能となったこともあり、国、兵庫県の接種場所も利用可能なことから、特にワクチン優先接種枠を設けておりませんでした。しかしながら、コロナウイルス感染第5波のまん延により、環境省より市町村へごみ・し尿回収に関わる方がワクチン接種を希望される場合、円滑かつ早期のワクチン接種協力依頼の事務連絡があり、また委託事業者からも優先接種のご要望がありました。本市といたしましては、集団接種にてキャンセル等により生じたワクチン接種の利用枠を、ごみ回収等の委託業者を対象とし、登録を呼びかけ、接種できる機会を提供いたしました。現在のごみ回収等業者の接種率は、企業努力もありほとんどの方が接種済みとなっております。現在も未だ収まらないコロナウイルス感染に対し、今後も関係団体と対策を講じて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします

続きまして、「デジタル化に伴うスマート窓口」のうち、「スマート窓口の事業概要」についてですが、大きく分けて2つあります。1つ目は、来庁前に届出人が自身のスマートフォンやパソコンを使い、引越しに関係する書類の申請データを事前に作成する機能とその手続きに関する案内文の作成システムです。これは、申請データをインターネット等で送ってしまうオンライン申請とは異なり、ご自身で作成した申請データをQRコード化して窓口へ持ち込んでいただき、そのデータに基づき必要な申請書等を自動的に作成することにより、手書きでの記載を署名など最低限にするものです。これにより、市民課の異動届だけでなく他の関連手続きの申請書も一括で作成することによって、1度いただいた情報を2度書かずに済むような「ワンスオンリー」を実現し、「書かせない」「待たせない」窓口を目指すものです。

2つ目は、前述のスマートフォンやパソコンのようなデジタル機器の苦手な方については、来庁した窓口で職員が聞き取り、システムに入力を行うことによって、届出人の代わりに異動届とその関係手続きなどの申請書の一括作成と案内文作成を行います。デジタル機器の苦手な方が取り残されないように、来庁後であっても職員のサポートでデータを持込した人と同様のメリットが受けられるようにいたします。

なお、この窓口で取り込まれた申請データは、住民基本台帳システムへの連携を行うことにより入力などの処理にかかる時間や工程の短縮を図ることで、「待たせない」窓口の一端を担うとともに、職員の負担軽減を図ってまいります。また、窓口での対応時間短縮策として、引越し手続きの添付書類のOCR読込による連携などの追加も検討しているところです。書類を一括で作成した後は、市民課の届書は市民課で、他所属の届書は所管となる担当課の職員が受付いたします。

次に、「総合窓口からスマート窓口に変更した理由」についてですが、令和2年12月にデジタル・ガバメント実行計画など、国のデジタル化方針が明らかにされ、来庁必須の行政サービスから、来庁不要の行政サービスへとサービス提供の前提が修正されました。令和3年5月にはデジタル社会形成基本法をはじめとする、いわゆる「デジタル改革関連法」が制定されており、実際到来庁不要の行政サービスの実現に向けて、法改正などが始まっております。それらの国の方針や動向を考慮しつつ、新庁舎においてどのようなサービスが一番良いのかを考えた場合に、スマート庁舎としてこれまでにない新しい価値の市民サービスを実現するため、「来庁前から手続きがスタートする」「ワンスオンリー」という新しい視点を取り入れたスマート窓口と言う新しいICT手法の導入に内容を変更いたしました。

今後の窓口サービスに関しましては、本市におきましても、そもそも来庁を基本としない、デジタルによるワンストップ窓口を実現することが目指すべき展開と考えております。「今後、どのようにすれば各課を順番に回らず転入転出のような手続きができるか」という質問にもつながりますが、例えば、現在の市民課業務のうち、転入・転居は法定で来庁が必須となっておりますので、スマート窓口のような来庁でのサービスを提案しておりますが、これはデジタル戦略がスタートしたばかりの「過渡期であるための対応」と考えております。

現在、市民課業務におきましても、法的に適合性の確認された転出届や戸籍証明などの証明書発行は、令和3年12月よりオンライン申請の形で来庁不要とするため準備中であり、例えば転出届をオンライン申請で行った場合は、現行の郵便での転出届後の手続きの実例を見ましても、関連する他所属の手続きを基幹システムの連携による処理で完了させることや、他の所管課でも郵便で対応するため、来庁不要のまま手続きが完了します。この場合、市民にとっての窓口はオンラインで1つですが、受ける側は所管課の職員ですので、個々の事情に合わせて適切に対応することが可能です。

転入をはじめとする、現在は来庁が必須の手続きに関しましても、スマート窓口という来庁前から手続きを始めるシステムを使うことによって、「来庁しなければ手続きが始まらない」という固定観念を徐々に崩し、「書かせない」窓口によってデジタルの利便性を体感していただくことにより、将来的に全ての手続きがオンライン申請になった場合に、スムーズに移行できる環境を作っておきたいと考えております。

現行は、法的な制限もあり、全ての業務に関して来庁不要の手続きとすることは難しい状況ですが、国の動向を注視し、本市からも要望をあげながら、新しい行政サービスの形を作っていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

北原速男議員

2回目は意見要望と致します。

新型コロナウイルスについての質問ですが、自宅療養者への対応について、特に夜間休日における相談体制についてですが、兵庫県の「新型コロナ健康相談コールセンター」への電話と「いたみ健康・医療相談ダイヤル24」で相談とのことで、看護師・保健師・医師などが24時間年中無休体制で相談に応じているとのことでした。

伊丹健康福祉事務所と連携しているとのことですが、医療が逼迫していると自宅療養者までの連絡がなかなかつかないということも聞き及んでいるところです。

パルスオキシメーターにつきましては、配付数、配付基準など理解いたしました。パルスオキシメーターについて質問したのは、パルスオキシメーターの配付だけではなく、伊丹健康福祉事務所と基礎自治体との連携については縦割り行政であるが故の様々な課題があると指摘されていたからです。

そうした中、厚労省からも県所管の保健所と基礎自治体との連携について通知が発出されており、今後変異株などにより感染症が拡大することも懸念されます。したがって、単身世帯で重症化するおそれのある方など自宅療養で不安になっている方もおられますので、保健所とより一層緊密に連携を行っていただき、困っている人に出来る限り寄り添った対応等を要望しておきます。

続きまして、就学前施設における感染症対策については、行事等については感染症対策を取りながら、内容を簡素化し、保護者の参加人数の制限を行い実施するとの答弁でした。

さらに、体育大会、文化祭、修学旅行など学校行事についてですが、体育大会は自粛ですが、文化祭、修学旅行などの行事は実施規模、方法及び時期など、工夫しながら実施する方向で検討しているとのことでした。

特に児童生徒は、この2年間感染症により学校での思い出作りができないまま経過してきており、何とか行事等が出来ないかという声も聞いておりますので、よろしく願いたします。

引き続いて、ゴミ回収や、し尿回収については、複数の業者に委託しており、回収業者の感染により回収が停止することはないとのことでした。また、回収業者の方々の接種率もほとんどの方が接種済みとのことでした。ゴミ回収や、し尿回収がストップすると市民生活に直接影響がありますので、よろしく願いたします。

スマート窓口については、答弁で事業内容など大変よく理解できました。国においては本年9月にデジタル庁が発足し、デジタル社会への移行を積極的に推進されています。

本市におきましても転入などの際、各課で改めて様式に記載するのをQRコード化して来庁すれば、

手書きでの手続きの簡素化が出来るということでした。さらにデジタル機器が不慣れな方々には職員の方が申請書の一括作成などを行うとのことでした。また、将来的には市役所などに来庁せずに転入転出手続きなどが出来るようなサービスを目指しているとのことでした。

今後、本市におきましてもデジタル社会に備えての体制整備の推進や、シニア世代の方々がデジタル化に取り残されないような支援等を併せて要望させていただきます。

人に寄り添い小さな声を聴き、今後とも伊丹市政に声を届けてまいります。よろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。